

資料 4

「大阪市障がい者支援計画・第
6期障がい福祉計画・第2期障
がい児福祉計画（素案）」に対す
るパブリック・コメントの実施
結果について

「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
(素案)」に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)

2 意見の募集方法

電子メール、ファックス、郵送等、持参

3 素案の公表方法

大阪市ホームページ

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

大阪市こころの健康センター

大阪市保健所

各区保健福祉センター

市民情報プラザ など

4 意見受付結果

(1) 意見の受付通数

10通(意見の総数 28件)

| 内 容 | 件 数 |
|----------------------|-----|
| 第1部 総論 | 1件 |
| 第2部 障がい者支援計画 | 14件 |
| 第1章 共に支えあって暮らすために | 2件 |
| 第2章 地域での暮らしを支えるために | 7件 |
| 第3章 地域生活への移行 | 0件 |
| 第4章 地域で学び・働くために | 2件 |
| 第5章 住みよい環境づくりのために | 1件 |
| 第6章 地域で安心して暮らすために | 2件 |
| 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 0件 |
| その他 | 13件 |

(2) 内訳

・受付方法別

| 電子メール | ファックス | 郵送等 | 持参 |
|-------|-------|-----|----|
| 4 | 6 | 0 | 0 |

・住所

| 大阪市内 | 大阪市外 | 不明 |
|------|------|----|
| 6 | 2 | 2 |

・年齢別

| 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明 |
|-------|------|------|------|------|------|-------|----|
| 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 3 |

・障がいの有無

| 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | 難病 | その他 | ない | 不明 |
|-------|-------|-------|-------|----|-----|----|----|
| 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 |

5 ご意見の要旨と本市の考え方
別紙のとおり

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

第1部 総論

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|------------|---|---|-------|
| 1 | 第2章 | 計画の基本的な考え方 | 精神科病院・精神科クリニック・精神科診療所・調剤薬局・地域活動支援センター・保健所・保健センター・自治体の行政機関、その他あらゆる場所において、精神障がい者・発達障がい者の基本的人権を尊重して、しっかり本人の話を聞いていただきたい。 精神障がい者・発達障がい者に対する偏見に基づいた差別的対応、精神障がい者・発達障がい者を排除・阻害する対応、それらの対応は厳に慎むという認識を、医療従事者・薬剤師・支援者・保健師・看護師・自治体の行政職員・その他あらゆる専門職の方々は、再度強く認識していただきたい。 | 本計画では(P9・P15)、「すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものであり、障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。」とする基本方針に基づき、差別解消及び権利擁護の取組の推進を図ることを記載しており、本計画に基づき取組を進めてまいります。 | — |

第2部 障がい者支援計画

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|---------------------------------|--|--|-------|
| 2 | 第1章 | 共に支えあって暮らすために 1 啓発・広報 | (1)就労支援について 発達障がい者の理解を広める活動を行っていただきたい。 障がい者だと知られてパワハラを受け、うつ状態になり通院、診断書を出し、2週間会社を休んだこともあり、その繰り返しでした。今はその会社を辞め、回復することができた。 気軽に利用できる、相談窓口やジョブコーチがいたらもっと働けたのと思います。 障がい者に対する理解があまりにもない方と理解があり、できる範囲で支援してくれる人との差が激しすぎます。特に発達障がいは身体障がいや知的障がいなどと比べると、わかりにくい障がいです。多様な特性、感覚過敏など、理解が広がればだいぶ生きやすくなると思います。 発達障がいへの理解を広げることをお願いします。 | 本計画では(P19)、「発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めることを記載しております。本計画に基づき、引き続き取組を進めてまいります。 | — |
| 3 | 第1章 | 共に支えあって暮らすために 2 情報・コミュニケーション | 公共の講演会、公演会、相談会等の行事には、マイクだけでなく聴覚障害者の意思疎通のため、自立した社会参加のため要約筆記者派遣を要望します。 | 本計画では(P24)、「コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実」のために、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援を行うことを記載しており、本計画に基づき、引き続き取り組みを進めてまいります。 | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

第2部 障がい者支援計画

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|------------|---|--|--|-------|
| 4 | 第2章 第6章 | 地域での暮らしを支えるために 1 権利擁護・相談支援 地域で安心してくらすために 2 安全・安心 | 目に見える障がいでないため、支援機関を頼ったのに、雑に扱われたりデリカシーに欠ける発言をされたりする事がありました。 相談支援機関には障がい別に専門知識、資格を持った職員を配置していただきたい。 市や府の支援機関であるなら障がいの種類・程度に関わらず平等に対応できる方を職員として配置していただきたい。 障がい福祉関係の場所に複数足を運び就労相談をしましたが、発達障がいについて全く知識のないばかりで、相談してもあまり意味がないと感じてしまっています。 支援者に発達障がいの理解を深めていただきたい。 | 本計画では(P35・P86)、発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めることや、「発達障がいのある人の就業支援」のために、発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図っていくこと、発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組んでいくことを記載しております。 本計画に基づき取組を進めてまいります。 | — |
| 5 | 第2章 | 地域での暮らしを支えるために 1 権利擁護・相談支援 | 精神疾患を抱える親と発達障がい者の子の組み合わせは珍しくないように思います。 親に苦しみ、しかし金銭的に家を離れることが出来ないケースも見受けられます。 発達障がい者及び精神疾患を抱える家族に対する、避難のための別居支援などをおこなっていただきたい。 | 本市では、お住いの区保健福祉センターや障がい者基幹相談支援センターで障がいに関わることに対応しています。これら相談支援機関では、複合的な課題を抱える世帯に対しては、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めているところです。 本計画では(P34・P35)、相談支援事業等の充実、相談支援体制の強化に向けての記載をしており、本計画に基づき、取組を進めてまいります。 | — |
| 6 | 第2章 | 地域での暮らしを支えるために 1 権利擁護・相談支援 | 人材の確保・資質の向上 ホームヘルパー等の利用に際して、ヘルパー不足により必要なサービスを必要な時に受けることができない現状が慢性的に続いている。他の職業と比べ低所得である状況を改善し、離職の減少、新規の就労者確保につながる適正な報酬単価の設定をおこなっていただきたい。 | 本計画では(P33)、「人材の確保・資質の向上」のため、国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望することを記載しており、本計画に基づき、取組を進めてまいります。 | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

第2部 障がい者支援計画

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|-------------------------------|---|---|-------|
| 7 | 第2章 | 地域での暮らしを支えるために 1 権利擁護・相談支援 | <p>自閉症傾向のある発達特性は、生まれつきで人間関係を築くことが困難です。自閉症傾向のある人たちは、会話が不得手な傾向がありますが、本人は話したいのです。日本自閉症協会へ問い合わせたところ、自閉症の親のコミュニティーなので、当事者の参加は難しいとの返事でした。</p> <p>15年前に、関東で、ひきこもりを抱える母親達でがつくったNPOに参加したことがありますが、母親達の自己主張が強くて、自閉症傾向のある人はなかなか話すことができませんでした。また、発達特性のある人のなかでは、ADHDの人で、一度話すといつまでも話す人がいると、自閉症傾向の人の気持ちを共有できる場になりづらいです。</p> <p>自閉症傾向のある発達特性のある人同士で、コミュニケーションをはかり共有できる場を設けて欲しいです。</p> <p>自閉症傾向のある人に自己実現の場をください。自閉症自己実現のNPOをつくって紹介していただきたい。例えば、仕事終わりエル・おおさかにて、自閉症傾向のある人たちの喋り場をつくって居場所をつくっていただきたい。</p> | <p>本計画では、「発達障害者支援法」の、発達障がいのある人の「社会的障壁」を除去するという基本理念に基づき、発達障がいは、特徴の表れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるため、関係機関、団体と連携し、一層の啓発に努めるとともに、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めることとしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進するうえで参考とさせていただきます。</p> | — |
| 8 | | | <p>グレーゾーン(ボーダーゾーン)に対する支援について</p> <p>発達障がいの中でも、ASDやグレーゾーンに対する支援が殆ど支援にあらず、少なすぎる。</p> <p>手帳申請、障害年金が容易に通ったりするなどの支援体制拡充をお願いします。</p> <p>発達障害者の雇い入れがないのも不満です。</p> <p>そのことに関する罰則強化と同時に、作業所の殆どがB型というのもいただけないので、A型を殆どにする等も検討願います。</p> <p>ASDやグレーゾーンであっても働けるという状態を作ってください。</p> | | |
| 9 | 第2章 | 地域での暮らしを支えるために 2 生活支援 | <p>家庭での介護力低下、或いは親亡き後の暮らしの場としてグループホームの整備を早急に進めていただきたい。</p> <p>医療的ケアが必要な方のためのグループホームの設置についてはトイレ、浴室、洗面所、エレベータ等の設備が必要であるが、コスト面も含めハードルが高く整備が進んでいない。また、多くの支援を必要とする方に応じた支援スタッフの増員、看護師確保等適正な報酬の単価の設定・加算をお願いしたい。</p> | <p>本計画では(P44)、「居住系サービス等の充実」のため、「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、国に対して引き続き要望して行くことを記載しており、本計画に基づき取組を進めてまいります。</p> <p>また、グループホーム設置促進のため、引き続き、国や本市の補助制度を活用した設置促進に努めてまいります。</p> | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

第2部 障がい者支援計画

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|-------------------------------|--|--|-------|
| 10 | 第2章 | 地域での暮らしを支えるために 3スポーツ・文化活動等 | 「長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います。」とあるが、年度末現在の検討結果を反映した文章に修正した上で、建て替えあるいは改修する方向性が示されるのであれば、その内容を具体的に示していただくとともに、大阪における障害者スポーツの拠点施設としての位置づけも具体的に示していただきたい。 | いただきましたご意見につきましては、現在方向性の検討を進めているところです。方向性が定まりましたら、その内容についてお示しさせていただきます。 | — |
| 11 | 第4章 | 地域で学び・働くために 1 保育・教育 | ア 生涯学習の機会提供 以降に、令和2年7月に文部科学省と厚生労働省より示された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、大阪市として、障害種別や障害の程度およびニーズに応じた施策を具体的に示していただきたい。 | ご意見を踏まえ、次のとおり項目を追加させていただきます。 第2部 第1章 2情報・コミュニケーション 【現状と課題】(P22) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、本市としても計画に基づく取組が求められています。 【施策の方向性】(P24) (1)わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実 ア多様な情報提供 ・国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取組む体制づくりの検討を進めます。 | ○ |
| 12 | 第4章 | 地域で学び・働くために 2 就業 | (2)就業支援のための施策の展開 イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援 以降に、国において雇用施策と福祉施策の連携による就業支援の施策として、令和2年10月より開始された、「重度障害者等就労支援特別事業」について、大阪市としての方向性と具体的な施策の内容を示していただきたい。 | ご意見を踏まえ、次のとおり項目を追加させていただきます。 第2部 第4章 2就業 【現状と課題】(P81) 重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人については、被用者に対しては障害者雇用促進法に基づく助成金制度が実施されているものの、障害者総合支援法に基づく福祉サービス(訪問系サービス)は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていることから、就業にあたり必要な介助を提供する仕組みが必要です。 【施策の方向性】(P85) (2)就業支援のための施策の展開 イ 重度障がい者等の就業支援 ・重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人に対して、雇用施策と福祉施策が連携して支援する取組を進めます。 | ○ |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

第2部 障がい者支援計画

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|--------------------------|---|--|-------|
| 13 | 第5章 | 住みよい環境づくりのために 1 生活環境 | 駅や公共の施設で事故や故障などの緊急連絡時、マイクでの駅内・館内放送は聴覚障害者は聞き取れず非常に危険にさらされます。 電光掲示板を設置して目で見て理解できるよう、文字による情報保証していただきたい。 火事や地震・事故などの時に聴覚障害者はすぐ気がつくようにトイレに警告灯等の設置していただきたい。 | 本計画では(P24)、多様な情報提供のために、緊急時はもとより、障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供することを推進することを記載しております。 ご意見は、鉄道事業者等、関係機関にもお伝えし、引き続き取り組んでまいります。 | — |
| 14 | 第6章 | 地域で安心して暮らすために 1 保健・医療 | 難病について疾病が人口比率の多少にかかわらず、疾病のさらなる拡大を国に対して要望してください。 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」による医療費助成の対象となる疾病は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの)のうち、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達せず、かつ、客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立しているもので、厚生労働大臣が指定するものになります。 本計画では(P112)、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費の助成対象となる疾病が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていくことを記載しており、本計画に基づき取組を進めてまいります。 | — |
| 15 | 第6章 | 地域で安心して暮らすために 1 保健・医療 | 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対して、医療を含めトータルに対応できる身近な地域での多機能拠点の整備(相談支援、短期入所、診療所、訪問看護、訪問介護などのサービスを総合的に提供)をお願いしたい。 | 本計画では(P109)、「医療的ケアの体制整備」のために、ニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めていくことを記載しており、本計画に基づき取組を進めてまいります。 | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

〔資料4-2〕

その他

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|-----|---|---|-------|
| 16 | その他 | | 障害者基本法において意義の中に難病患者も明記すべき。障害者総合支援法も同じく難病患者と書かれていないためサービスを利用できないと判断している人が多い。国に明記するよう働きかけてください。 | ご意見として承ります。 「障害者総合支援法」では、難病患者等も障がい福祉サービスの利用が可能となっておりますが、一方で、障がい者手帳所持者のみを対象とする施策や給付も存在していることから、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療受給者証の交付を受けた者なども対象とするよう、本市では他の政令市とともに国に要望しております。 | — |
| 17 | その他 | | (2)生活支援について 体調不良、ストレスなどでADHDが制御できなくなると即ゴミ部屋になり、生活が破綻します。 信頼できる片付け、清掃のヘルパー紹介、一部補助を受けられるシステムがあれば助かります。 既にヘルパーによる支援を受けられる自治体もありますが、どのように申請していいのかがHPをみてもよくわからないため、もっとわかりやすく周知いただきたい。 | 本市では、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスに係る給付を行っております。 居宅内の清掃を含む家事の代行につきましては、障がい福祉サービスの「居宅介護」の家事援助がございます。サービスを利用するにあたっては、お住まいの区の保健福祉センターにご相談ください。 上記制度および申請方法等につきましては、引き続き、本市ホームページや、各保健福祉センター窓口にて周知を行うなど、関係機関とも連携しわかりやすい周知に向け取り組んでまいります。 | — |
| 18 | その他 | | 私立の幼稚園では集団生活が難しいと判断すると就園を拒否する所が多く、また入園後も1年後には退園を余儀なくされ、親は非常に困る。 一方、幼稚園の3年保育は私立がほとんどであり、3歳児で障がい疑われる子は集団生活を送る機会が奪われている現状である。 “障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の中で共に育ちあう保育・教育を進める”という大阪府は、この現実をどのように考えているのか。 また、私立園の言い分を認めるのであれば、公立園で3歳児の障がい児を多く受け入れるよう早急に対応すべき。 | 本市では、大阪市独自の制度として、大阪市内に所在する私立幼稚園及び認定こども園に就園する、障がい児等特別に支援の必要な幼児(以下「要支援児」)の特別支援教育の充実を図るため、要支援児の受入れに積極的に取り組み、セーフティネット的な役割を担う園を指定園とし、要支援児の就園機会の保障を図っています。ただし、指定園に空きのない場合や、建物構造上、園児の安全性の確保が困難と認められる場合、医療行為を必要とする園児の受け入れにあたり、園での対応が困難で保護者等の協力が得られない場合など受入れができない場合があります。 大阪市立幼稚園における3歳児保育につきましては、平成4年度より3歳児保育研究園として3園で実施し、現在では52園中32園で実施しています。今後とも、市民ニーズや地域の実情及び施設の構造を勘案し、市内幼稚園児の約8割が就園している私立幼稚園等の状況も鑑みながら、検討してまいりたいと考えております。 | — |
| 19 | その他 | | 小中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時でのタクシー利用が認められていますが、家族の送迎を原則とするのではなく、居宅支援の延長線上に通学の支援を組み込む、または移動支援を利用できるようお願いしたい。 また、旧大阪市立特別支援学校でスクールバスに乗車できない医療的ケア児等の福祉タクシー等を利用した通学支援において、同乗する看護師等を学校側の責任で手配するようお願いしたい。 | 本市における移動支援事業につきましては、通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」を基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。 今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら通学等にかかる移動支援について、福祉政策のみならず、関係省庁との役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。 なお、大阪市教育委員会による看護師同乗タクシー事業につきましては、令和2年度をもって、大阪府教育委員会の医療的ケア通学支援事業に移管となり、継続実施しておりますので、ご意見につきましては、大阪府へお伝えさせていただきます。 | — |
| 20 | その他 | | P18(3)の療育支援体制の整備に関して、児童発達支援などの療育を開始するには現在医療機関等の意見書が必要となっている。しかし医療機関受診までの期間が非常に長くなり、療育を早期に開始できずそれが大きな問題になっている。 さらに、令和2年4月より、4・5歳児発達相談では、保育所等への職員加配の意見書を作成しない方針となり(それまでは対応していた)、ますます地域の医療機関受診までの待機期間が長期化し、早期療育環境は悪化する一方である(行政の不適切な判断により悪化している)。このため、4・5歳児発達相談での事業を再開・拡大する必要がある、と考える。 なお第2期障がい児福祉計画書には、4・5歳児発達「障がい」相談等と書かれているが、新たにそという発達障がいの相談事業を始めるなら高く評価できる。しかし、もし誤植であれば誇張した誤解を招く表現であるため、きちんと謝罪と訂正をしていただきたい。 | 本市では、障がいのある乳幼児の保育所等への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図るために、特別支援保育事業を実施しています。 これまで、4.5歳児発達相談の意見書については、市内保育所通所中、または通所予定の児童で、今後の保育所生活において必要な配慮等に関して、意見書の作成・発行を行い、民間保育施設の加配担当保育士等の補助要件としてきたところです。また、医師の診断書については「公的医療機関に限る」とされていたものが、令和2年4月からは、民間医療機関の診断書についても該当することとなり、それに伴い、4.5歳児発達相談事業での意見書作成は終了となりました。 民間医療機関も補助の対象となったことで、速やかな支援に繋がるものと考えております。 また、4・5歳児発達「障がい」相談等の記載につきましては、ご指摘の通り誤植でございます。これから作成します計画につきましては、変更させていただくとともに、誤解を与えてしまい深くお詫び申し上げます。 | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

その他意見

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|-----|--|--|-------|
| 21 | その他 | | 職員の採用については、難病患者も加え、計画的な採用に努めていただきたい。 | 本市におきましては、昭和56年度より、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者を対象とした職員採用試験を実施し、平成10年度からは、内部障がいのある人についても受験を可能とするなど採用試験の拡充に努めてきたところであり、身体障がい者手帳の交付を受けた難病患者についても受験が可能となっております。地方公務員への採用にあたっては地方公務員法13条において、平等取扱いの原則が定められており、合理的な理由がある場合に限り、例外的な取扱が認められております。障がい者を対象とした職員採用試験は「障害者の雇用の促進等に関する法律」を根拠として実施しているものであり、現時点では身体障がい者手帳の交付を受けていない方を対象とすることは困難と考えております。 | — |
| 22 | その他 | | 市営住宅の建て替え時に、1人暮らしが困難な医療的ケアが必要な重症心身障がい者に対応できるグループホームとして使用可能な住居を組み込んでいただきたい。 | 医療的ケアが必要な重症心身障がい者など重度の障がいのある方の地域生活を推進するため、グループホームの一層の充実が必要と考えております。市営住宅を活用してグループホームを設置する際は、法令に基づき、国土交通大臣の承認を得た場合に、グループホームの運営を行う社会福祉法人等に対して使用許可を行っているところであり、利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、設置促進に努めてまいります。 | — |
| 23 | その他 | | <p>新型コロナウイルス感染症は、基礎疾患のある方は罹患すると重症化しやすいといわれています。新型コロナウイルス感染症で入院している間は、医療費は公費負担ですが、退院して後遺症で通院する際には、医療費自己負担となっております。</p> <p>小児期発症1型糖尿病患者は、20歳までは小児期慢性特定疾患として医療費助成制度がありますが、臓器の機能障害であるにも関わらず内部障害にも指定難病にも認定されておらず20歳の誕生日を迎えた日からいきなり健康者とみなされ医療費自己負担は3割となり、患者は毎月3万円前後の医療費を支払っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に罹患し入院を終え、退院して後遺症で通院するとすれば、毎月3万円前後かかる1型糖尿病の医療費に更なる医療費が加算されることとなり、たちまち生活が行き詰まり、命を繋ぐことができなくなります。</p> <p>このような環境下にあっても経済面の心配なく安心して治療が受けられるよう何らかの医療費助成制度を早急に設けていただきたい。</p> | <p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」による医療費助成の対象となる疾病は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの)のうち、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達せず、かつ、客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立しているもので、厚生労働大臣が指定するものになります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上、まん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に、入院させることを勧告(入院勧告)することができ、当該勧告に基づく入院をした場合の医療費につきましては、退院基準を満たす期間までは公費負担の対象となっております。加えて、療養解除や病状等により入院ではなく、宿泊療養若しくは自宅療養となった場合の医療費につきましても、療養解除の基準を満たす期間までは公費負担の対象となっております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により起こった問題については意見集約、課題整理を行い、必要であれば、国へも働きかけを行ってまいります。</p> | — |
| 24 | その他 | | 基礎疾患のある人が新型コロナウイルス感染症にかかるると重症化しやすい。基礎疾患の治療費に加え、コロナ治療費もかかるとなれば、経済的負担が大きすぎます。医療費助成の支援をお願いしたい。 | | — |

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

[資料4-2]

その他意見

| 項番 | 部・章番号 | 部・章 | ご意見の要旨 | ご意見に対する本市の考え方 | 計画の修正 |
|----|-------|-----|---|---|-------|
| 25 | その他 | | 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の家族や主たる支援者が感染した場合に、濃厚接触者となる障がい児者の支援・介助を速やかに実施できる支援体制をお願いしたい。 | ご家族や主たる支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、支援及び介助が困難となった場合について、本市では、利用者及び事業所の個々の状況に応じて関係先と連携し対応に努めております。 | — |
| 26 | その他 | | 1歳半健診から3歳児健診までの間は、保健福祉センターで療育を勧められることはきわめて少なく、早期療育が進まない大きな要因となっている。 それを解消するために例えば2歳半発達相談事業(仮称)を開始し、早期療育および3歳児入園時まで適切な見立てと対応がされるようにすべきと考える。 この時期の対応が、不登校を減らし、引きこもりを減らし、学校教員の疲弊・休職を減らし、ひいては就労人口の増加につながることを十分理解して対応していただきたい。 | 本市では、母子保健法に基づき、1歳6か月児、及び3歳児健康診査を各区保健福祉センターにおいて行っております。 また、乳幼児健康診査の結果、再診査を必要とする方、家庭訪問、及び、保健師による健康相談等において診査が必要と考えられる方、身体上及び精神発達上の観察が必要と認められる方を対象に、時期を限定せず、発達相談を各区保健福祉センターにおいて実施しております。 今後とも、乳幼児期の健康診査については国や他都市の動向を注視してまいります。 | — |
| 27 | その他 | | 障害者手帳について 手帳を持ち歩きやすいようにカードタイプにしていただきたい。 更新を市役所に行かずに出来るようにしていただきたい。 障害者手帳や自立支援医療の更新ですが、病院で更新の時期を教えて頂けるのは助かります。 でも、病院だけでなく自宅に郵送やネットやメールで、障害者手帳や自立支援医療の更新の時期になっている事が分かれば尚更いいです。 | 本市では、障がい者手帳のカード化につきましては、当事者や有識者等のご意見を伺い、また、周辺自治体の状況や実施に当たり克服すべき課題等も注視しながら検討を進めております。 ご意見の障がい者手帳の更新等の手続きについては、郵送でも行うことができ、自立支援医療(精神通院医療)の更新案内の送付先については、特にご希望がない場合は、医療機関へ送付しますが、自宅等への送付も選択していただくことが可能となっております。 | — |
| 28 | その他 | | 大阪シティバスの停車場所を全て発車前に表示していただきたい。 コンサータ錠の登録カードは、ADHDの場合、無くしたり忘れてしまう事があるので、電子化でいただきたい。 障がい者年金の申請を社労士に相談できるイベントを作っていただきたい。 | 大阪シティバス株式会社の停留所の管理は同社が行っているため、ご意見につきましては同社にお伝えします。 また、コンサータの登録カード及び、社労士の相談イベント開催につきましては、関係機関にお伝えします。 | — |